

# 岐阜県社会資本総合整備計画評価実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県が作成した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）について、整備計画期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）および整備計画期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## (整備計画の評価)

第2条 整備計画期間の終了時には、整備計画の目標の実現状況等について評価を行う。また、必要に応じて、整備計画期間の中間年度においても評価を行う。

## (評価の実施時期)

第3条 中間評価の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、事後評価の実施時期は、整備計画期間の終了後または整備計画期間の最終年度中とする。

## (評価事項)

第4条 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

## (意見の聴取)

第5条 知事は、中間評価又は事後評価の内容および今後の方針の案について、岐阜県附属機関設置条例（平成25年岐阜県条例第1号）第1条に定める岐阜県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）に意見を聴くことができる。

## (今後の方針の決定)

第6条 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、今後の方針を決定する。

(公表)

第7条 知事は、中間評価および事後評価の結果を公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、整備計画の中間評価または事後評価の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。